

# ■ J P BANK カード i D特約

## 第1部 J P BANK カード i D特約 一般条項

### 第1条 定義

「i D決済システム」（以下「この決済システム」といいます。）とは、非接触IC技術を活用したクレジット決済システムをいいます。

「i D媒体」とは、この決済システムを提供する媒体のことを指し、以下の種類があります。

- ① 非接触IC技術を用いた機能を搭載した携帯機器（以下「i D携帯」といいます。）
- ② J P BANK V I S Aカード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）に基づき会員に発行するクレジットカードとして、会員規定に定めるクレジットカードの機能（以下「クレジットカード機能」といいます。）とこの特約に定めるこの決済システムでの利用機能の双方を備えた一枚のカード等（以下「i D一体型カード」といいます。）

### 第2条 i D会員

- (1) 株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この特約及び会員規定を承認のうえ、当行所定の方法でこの決済システムの利用の申込みをし、当行が適当と認めた方をi D会員とします。また、当行が申込みを認めた日を契約成立日とします。
- (2) i D会員には、この決済システムを使用するi D媒体によって、それぞれi D会員（ケータイ型）及びi D会員（一体型）があります。
- (3) 当行はi D会員（一体型）に対しては、i D一体型カードを発行し、貸与します。
- (4) 会員規定第1条（会員）第2項の家族会員（以下「家族会員」といいます。）は、当該家族会員の利用につき責任を負う同条第1項の本会員（以下「本会員」といいます。）がi D会員（ケータイ型）である場合に限り、第1条①の携帯機器を使用したこの決済システムの利用を申し込むことができます。また、家族会員は、本会員がi D会員（一体型）である場合に限り、i D一体型カードを使用したこの決済システムの利用を申し込むことができます。
- (5) 本会員は、i D会員である家族会員によるこの決済システムの利用により生じるすべての責任（第7条に定める利用代金の支払義務を含みます。）を負うものとします。この場合、i D会員である家族会員は、当行が、当該家族会員によるこの決済システムの利用内容・利用状況等（この特約において家族会員の利用とみなす場合を含みます。）を本会員に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
- (6) 本会員は、i D会員である家族会員に対しこの特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員がこの特約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（i D会員番号、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含みます。）を賠償するものとします。
- (7) i D媒体は、i Dの商品性の改定等により、追加、廃止、変更されることがあります。i D媒体が廃止又は変更される場合、当行は、当該i D媒体を利用しているi D会員に対し、当行が適当と認める方法で告知又は公表するものとし、i D会員が所定の期間内に異議を述べない限り、当行は他のi D媒体を代わりに発行するものとし、当該i D会員は代替りのi D媒体の発行に同意したものとみなします。

### 第3条 年会費等

i D会員は、当行に対して所定のi D会員年会費等を支払うものとします。なお、年会費等の支払期日は当行所定の方法により通知するものとし、支払われた年会費等は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

### 第4条 暗証番号

- (1) 当行は、i D会員より申出のあったi Dの暗証番号を当行所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合又は当行が定める指定禁止番号を申し出た場合は、当行所定の方法により登録することがあります。
- (2) i D会員は、前項により登録された暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。この決済システムの利用に当たり、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、i D会員は、そのために生ずる一切の債務について

支払の責を負うものとします。

#### 第5条 iD媒体の利用

iD会員は、iD媒体を当行所定の方法で使用することにより、この決済システムの利用が可能な加盟店（以下「iD加盟店」といいます。）での支払手段とすることができます。

#### 第6条 iD媒体の管理

- (1) iD会員は、iD媒体を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、iD会員本人以外の第三者にiD媒体によるこの決済システムの利用をさせてはなりません。
- (2) iD会員は、iD媒体内に装備されたICチップ及びアプリケーションにつき、変造、偽造、複製、分解、解析等を行ってはなりません。
- (3) iD会員が前2項に違反したことにより、iD会員本人以外の第三者がiD媒体を使用してこの決済システムを利用した場合、当該第三者による使用をiD会員本人の利用とみなします。

#### 第7条 利用代金の支払

- (1) 本会員であるiD会員は、この特約に基づく一切の債務を、会員規定に従い、iD会員があらかじめ指定する決済用のクレジットカード及びiD一体型カードのクレジットカード機能（以下「決済用カード」といいます。）の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。
- (2) 前項の支払のうちiD加盟店での利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規定を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「あとからリボ」の場合は会員規定第29条（リボルビング払い）に基づき支払い、「安心オプション」及び「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規定第30条（分割払い）に基づき支払うものとします。

#### 第8条 海外利用代金の決済レート等

この決済システムの海外のiD加盟店でのショッピングご利用代金は、取引時点で「iD」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。

#### 第9条 利用枠

- (1) iD会員は、決済用カードの利用枠の範囲内で、決済用カードの代わりにiD媒体を第5条に定めるとおり利用できるものとします。
- (2) 当行は、前項にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができ、iD会員はこれに従うものとします。
- (3) iD会員は、当行が適当と認めた場合、第1項にかかわらず、決済用カードの利用枠を超えて、iD媒体をこの決済システムで利用できるものとします。その場合も、iD会員は当然に支払の責を負うものとします。

#### 第10条 紛失、盗難等

- (1) 本会員であるiD会員は、iD媒体又はiD会員情報（第20条第1項で定めます。以下同じとします。）が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難等」といいます。）によりこの決済システムにおいて他人に不正利用された場合、この決済システムでの当該利用代金についてすべて支払の責を負うものとします。
- (2) iD会員は、iD媒体又はiD会員情報が紛失・盗難等にあった場合、直ちにその旨を当行に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届け出いただく場合があります。

#### 第11条 会員保障制度

- (1) 前条第1項にかかわらず、当行はiD会員が紛失・盗難等により他人にiD媒体又はiD会員情報を不正利用された場合であって、前条第2項の警察及び当行への届出がなされたときは、これによってiD会員が被るこの決済システムでの不正利用による損害をてん補します。
- (2) 保障期間は、iD媒体の入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。

- (3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
- ① i D会員の故意又は重大な過失に起因する損害
  - ② 損害の発生が保障期間外の場合
  - ③ i D会員の家族・同居人・当行から送付したi D一体型カード又は第19条に定めるアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
  - ④ i D会員が次項の義務を怠った場合
  - ⑤ 紛失・盗難等又は被害状況の届けが虚偽であった場合
  - ⑥ 暗証番号入力を伴う取引についての損害（ただし、当行に登録されている暗証番号の管理について、i D会員に故意又は過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。）
  - ⑦ 前条第2項の紛失・盗難等の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
  - ⑧ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
  - ⑨ その他この特約及び会員規定の違反に起因する損害
- (4) i D会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行がてん補に必要と認める書類を提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

#### 第12条 有効期限

- (1) i D一体型カード及びi D会員情報のこの決済システムにおける有効期限は、当行が指定するものとし、有効期限は書面、電子メール又はi D一体型カードの券面に記載する方法その他当行所定の方法により通知する年月の末日までとします。
- (2) 有効期限の2か月前までに退会の申出がなく、当行が引き続きi D会員として認める場合には、新たにi D一体型カードを送付又はi D会員情報を通知します。ただし、届出住所あてに当行が送付した郵便物等が不着となった場合等当該届出住所あてに郵便物を発送しても到着しないと当行が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
- (3) i D会員（ケータイ型）は改めて第20条に準じて会員登録を行うものとします。なお、この決済システムの利用状況によっては、i D会員に事前に通知することなく、i D会員を退会させることができるものとします。
- (4) i D会員は有効期限経過後のi D一体型カードを直ちに裁断破棄するものとします。

#### 第13条 退会、会員資格の取消

- (1) i D会員がi D会員を退会する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。
- (2) i D会員が退会などにより決済用カードに関する会員としての資格を失った場合は、同時にi D会員としての会員資格を失うものとします。
- (3) i D会員はi D会員としての会員資格を取り消された場合又は退会した場合、会員規定第20条（会員資格の取消）又は会員規定第21条（退会）に準じて、当行が必要と認めた場合には、i D一体型カードを当行に返却するものとします。

#### 第14条 i D一体型カードの再発行

当行は、i D一体型カードの紛失・盗難の場合には、i D会員が当行所定の届けを提出し当行が適当と認めた場合に限り、i D一体型カードを再発行します。この場合、i D会員は、当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

#### 第15条 利用停止措置

当行は、i D会員がこの特約若しくは会員規定に違反した場合又はi D媒体若しくは決済用カードの使用状況が適当でないと当行が判断した場合、会員に通知することなく、i D媒体によるこの決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、i D会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

#### 第16条 中止、一時停止

当行は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、i D会員に対する事前の通知なく、この決済システムにおけるi D媒体の取扱いの中止又は一時停止をすることができます。この場合、当行は、この決済システムにおけるi D媒体の取扱いを中止又は一時停止することにより、i D会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- ① 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力

により、この決済システムにおけるiD媒体の取扱いが困難であると当行が判断した場合。

- ② その他、コンピュータシステムの保守その他、当行がやむを得ない事情でこの決済システムにおけるiD媒体の取扱いの中止又は一時停止が必要と判断した場合。

#### 第17条 特約の改定

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第18条 会員規定の適用

この特約の取扱いには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。

### 第2部 iD会員（ケータイ型）に関する特別条項

#### 第19条 iD会員番号とアクセスコードの発行

- (1) 当行は、iD会員（ケータイ型）に対し、iD会員番号及びアクセスコードを発行し、当行所定の方法により通知するものとします。
- (2) iD会員（ケータイ型）は当行から通知されたiD会員番号及びアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用及び管理するものとし、iD会員（ケータイ型）本人以外の第三者に使用させてはなりません。
- (3) iD会員（ケータイ型）は、次条の会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、又は盗難された場合には、直ちに当行にその旨届け出るものとします。
- (4) 第三者が、アクセスコード及び第4条の暗証番号（以下「指定暗証番号」といいます。）を使用して次条の会員情報登録のうえ、この決済システムを利用した場合、当該第三者による利用をiD会員（ケータイ型）本人の利用とみなします。

#### 第20条 会員情報登録

- (1) 当行は、iD会員（ケータイ型）に対しアクセスコードを通知することにより、iD会員がこの決済システムで使用する自己の管理する携帯機器に対して、この決済システムの利用に必要な情報（以下「iD会員情報」といいます。）を登録（以下「会員情報登録」といいます。）することを承認します。なお、iD会員（ケータイ型）は、当行が指定する所定の期間（以下「会員情報登録期間」といいます。）内に会員情報登録するものとし、会員情報登録期間終了後に会員情報登録する場合、又は一度会員情報登録してから再度会員情報登録する場合には、事前に当行に届出のうえ当行の承認を得るものとします。
- (2) iD会員（ケータイ型）は、当行が指定するダウンロードセンターからこの決済システムを利用するために必要なアプリケーション等（以下「アプリケーション」といいます。）を、当行所定の方法で携帯機器にダウンロードしたうえで、アクセスコード及び指定暗証番号を入力するなどの当行所定の方法により会員情報登録するものとします。ただし、携帯機器があらかじめ会員情報登録が可能な状態となっている場合、当該アプリケーションの設定手続は省略できるものとします。
- (3) iD会員（ケータイ型）は前項の手続に先立ち、自己の責任及び費用負担において、この決済システムに対応しうる機能を備えた携帯機器の準備及び携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結その他この決済システムの利用に必要な準備を行うものとします。
- (4) iD会員（ケータイ型）が前項の準備を怠ったことによりこの決済システムの利用ができない場合、当行は一切の責任を負わないものとします。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、この決済システムの利用の全部又は一部が制限される場合があります。

#### 第21条 iD会員情報の削除

- (1) iD会員（ケータイ型）は、前条第2項の手続を行い、会員情報登録が完了した携帯機器につき機種変更若しくは修理又は第三者に対する譲渡、貸与、担保提供若しくは廃棄等の一切の処分

を行う場合には、当行所定の方法によりその旨届け出るものとし、併せてiD携帯に登録されているiD会員情報を事前に削除するものとします。

- (2) iD会員（ケータイ型）はiD会員（ケータイ型）としての会員資格を取り消された場合又は退会した場合、速やかにiD携帯に登録されているiD会員情報を削除するものとします。
- (3) この条の措置を行わなかったことにより第三者がiD携帯をこの決済システムで利用した場合、当該第三者による利用をiD会員（ケータイ型）本人の利用とみなします。

## 第22条 アクセスコードの再発行

- (1) 当行は、会員情報登録前のアクセスコードの紛失若しくは盗難等、又はiD携帯の機種変更、紛失、盗難若しくは破損等の理由により、iD会員（ケータイ型）がiD会員番号及びアクセスコードの再発行を希望し当行が適当と認めた場合にはiD会員番号及びアクセスコードを再発行します。
- (2) 前項の場合、iD会員（ケータイ型）は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第20条に準じて会員情報登録を行うものとします。

## 第23条 免責

- (1) 当行は、iD会員（ケータイ型）がiD携帯を使用してこの決済システムを利用したことにより、iD携帯の各種機能又はiD携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、iD会員（ケータイ型）又は第三者に損害が発生した場合でも、当行に故意又は重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。
- (2) 当行は、この特約に別途定める場合を除き、iD携帯及びiD携帯に装備されたICチップ等の欠陥、品質不良等の原因によりiD会員（ケータイ型）がiD携帯を使用してこの決済システムを利用することができない場合でも、責任を負わないものとします。ただし、当行の故意又は重過失による当行が指定するアプリケーションの欠陥、品質不良等によることが明らかな場合はこの限りではありません。

## 「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約（iD会員）

### 第1条 用語

この特約に定める用語は、「JP BANK カード iD特約」における場合と同じ意味を有するものとします。

### 第2条 同意

- (1) iD会員（ケータイ型）は、iD会員（ケータイ型）からのお問い合わせに対する対応、会員情報登録状況の管理のため、下記①から③の情報について、当行が保護措置を講じた上で収集（携帯電話通信業者が当行に使用携帯機器に関する情報を提供し、当行が当該情報の提供を受けることを含みます。）・保有・利用することに同意します。
  - ① 使用携帯機器に関する情報（携帯機器本体内のICカード固有の番号、携帯電話契約者番号、機種名・製造番号等の通信機器本体に関する情報をいいます。）
  - ② 使用携帯機器への指定アプリケーションの登録状況
  - ③ iD会員情報の登録状況
- (2) iD会員（ケータイ型）は、当行が下記の目的のために前項の①から③の情報を利用することを同意します。
  - ① 当行のクレジットカード関連事業の調査分析、商品開発
  - ② この決済システムに関連するアフターサービスの提供
  - ③ 当行のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動※ なお、上記の当行の具体的な事業内容については、当行所定の方法（インターネットの当行ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

### 第3条 同意条項の準用並びにこの特約の位置付け及び変更

- (1) この特約は、JP BANK カード iD特約の一部を構成し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」（以下「同意条項」といいます。）に追加して適用されます。

- (2) 前条に定める事項については、同意条項第4条、第5条、第7条から第11条を適用するものとします。この場合、同意条項の「第1条第1項」は「この特約第2条第1項」に、「第1条第2項」は「この特約第2条第2項」に、それぞれ読み替えるものとします。
- (3) この特約は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上